

●施設の概要

階	施設名	面積	機能
1階	共生館ホール	486.70㎡	可動椅子席538席。各種コンサート、文化講演・演劇・映学会・式典等
〃	会議室 1	121.77	会議・集会・サークル活動等
〃	会議室 2	82.23	会議・集会・茶道・一部和室(だんらん)
〃	創作室	73.78	珮作り・楽焼・花作り・日曜大工等
〃	会議室 3	78.34	各種リハーサル・ダンス・会議・集会等
〃	和室会議室	51.26	和室2室・出演者控室・会議・集会等
〃	ビデオ室	15.00	VTR編集等
〃	調理室	78.75	イベント料理実習・調理講習会等
2階	図書室	119.68	蔵書約18,000冊
〃	会議室 4	41.74	会議・集会・サークル活動
〃	会議室 5	22.63	カラオケ・詩吟・楽器演奏等(防音室)
3階	資料室	54.63	文化財・町誌・公民館関係資料収集
4階	展望室	52.38	小田川河川敷公園等の展望
屋外	駐車場	4,571.00	160台

●申し込み方法

「所定の使用許可申請書」により、お申し込み願います。(認印必要)

●使用時間

毎日午前9時から午後10時まで
(ただし、日曜日は午後5時まで)

図書室
開館日の午前9時から午後5時まで

●閉館日

年末年始と祝日(日曜日の祝日は開館し、特別の場合には祝日も開館します)

●建物の概要

■※五十崎町中央公民館建物概要			
着工	平成5年1月15日		
完成	平成6年2月28日		
構造規模	鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造、地上4階建		
敷地面積		8,409.00㎡	
建築面積		2,249.84㎡	
延床面積		1階 2,018.95㎡	
		2階 686.99㎡	
		3階 204.12㎡	
		4階 66.93㎡	
		合計 2,976.99㎡	
設計監理	新企画設計株式会社		
施工	五洋建設株式会社四国支店		
■事業名	若者定住促進等緊急プロジェクト事業		
■総事業費		1,501,911千円	
事業費内訳			
工事請負費		1,111,542千円	
公有財産購入費		254,793千円	
設計監理委託料		39,064千円	
備品購入費		89,644千円	
事務費ほか		6,868千円	
財源内訳			
起債		1,380,000千円	
一般財源		121,911千円	
※平成16年4月1日から「五十崎自治センター」と名称変更。			

●施設利用料

令和元年10月1日から適用

《五十崎自治センター(2F)と共生館(1F)の使用料金表》

利用時間 室名		基本使用料 (円)						
		午前9時 ～ 正午まで	正午 ～ 午後5時 まで	午後5時 ～ 午後10時 まで	午前9時 ～ 午後5時 まで	正午 ～ 午後10時 まで	午前9時 ～ 午後10時 まで	延長料金 1時間まで
一階	共生館ホール	6,110	10,180	10,180	16,290	20,370	26,480	3,050
	会議室 1	1,520	2,540	2,540	4,070	5,090	6,620	760
	会議室 2	1,010	1,620	1,620	2,640	3,250	4,270	480
	創作室	1,010	1,620	1,620	2,640	3,250	4,270	480
	会議室 3	610	1,010	1,010	1,620	2,030	2,640	300
	和室会議室	710	1,120	1,120	1,830	2,240	2,950	330
	調理室	810	1,320	1,320	2,030	2,540	3,360	390
二階	会議室 4	610	1,010	1,010	1,620	2,030	2,640	300
	会議室 5	300	500	500	810	1,010	1,320	150

結婚式場及び披露宴会場としての使用料

室名	1回の基本使用料金	備考
結婚式場(会議室 1) 新郎新婦控室(和室会議室) 披露宴会場(共生館ホール)	30,000円	(1)1回の基本使用料金は当日のみとする。 (2)披露宴会場のみ利用する場合も同額とする。 (3)披露宴は3時間以内とする。

備考

- 延長時間は1時間以内とし、それを超える場合は、次の利用時間の基本使用料を適用する。
- 利用者が入場料又はこれに類するものを徴収するとき、及び商品展示、販売、営業の宣伝又はこれに類する目的に利用するときは、基本使用料の5割を加算する。
- 利用者が町外居住者の場合は、基本使用料の5割を加算する。
- 冷暖房利用の場合は、基本使用料の5割を加算する。
- 演劇等で共生館ホールの舞台照明(ボーダーライト以外)を利用するときは、基本使用料の3割を加算する。
- 練習等のため、共生館ホールを利用するときは、基本使用料の2割の額とする。
- 利用者が特別に設備を施して利用するときは、電気使用料実費を徴収する。
- 調理室の使用料には、ガス使用料も含むものとする。